

平成19年度第3回社会教育委員会議事録

- 1 日 時 平成20年2月1日(金)午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所 千葉市科学館 7階 企画展示室内
- 3 出席者 (委員)
犬塚議長、西川副議長、池田委員、伊坂委員、大和久委員、
菊池委員、高宮委員、田原委員、日置委員、平木委員
- (事務局)
飯森教育長、宮野生涯学習部長、本庄生涯学習振興課長、
小川社会体育課長、村松青少年課長、田口中央図書館長、
鈴木生涯学習振興課主幹、湯浅生涯学習振興課長補佐、
君塚生涯学習振興課社会教育係長、
高本生涯学習振興課社会教育係主任主事
- 4 議 題 (1)社会教育関係団体への補助金交付のあり方について
(2)その他
- 5 議事の概要 (1)社会教育関係団体への補助金交付のあり方について
ア 事務局から資料に基づき説明が行われた。
イ 社会教育関係団体への補助金交付のあり方について、事務局案どおり了承された。
- (2)その他
ア 報告事項として、生涯学習部各課から報告があった。
(ア)平成20年度指定都市社会教育委員連絡協議会について
(生涯学習振興課)
(イ)千葉市科学館について(生涯学習振興課)
(ウ)千葉市民ゴルフ場について(社会体育課)
(エ)千葉市青少年育成行動計画について(青少年課)
(オ)成人式について(青少年課)
(カ)新図書館システムの稼働後の状況について(中央図書館)
- 6 会議経過
議題(1)社会教育関係団体への補助金交付のあり方について
(議長) 本議事の諮問理由について、事務局より説明をいただきたい。
(事務局) 社会教育法第13条「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が

審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体によっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。」とあり、これに基づいて諮問するものである。

- (議長) それでは、社会教育関係団体への補助金交付のあり方について、事務局より説明をいただきたい。
- (事務局) 資料1により説明する。
- (議長) 議事(1)の説明について、ご質問等はございませんでしょうか。
- (委員) 今まで、補助金交付の基準はあったわけですね。それに、今回の事項を新たに付け加えるということですか。
- (事務局) はい。社会教育関係団体への補助金交付にあたっては、補助金交付要綱がございますが、この度、新たに一部改正をさせていただきたいということです。
- (委員) 監査では、他部局でもこういった指摘があったのですか。
- (事務局) 他部局に関しては、正確には把握しておりません。
- (委員) ここに示されているどの団体が対象になるのですか。
- (事務局) 具体的に、どこの団体が対象ということではありません。
- (委員) 積立金をもっていることは、補助金をカットすることになるのですか。
- (事務局) 資料に示されているような理由がある場合には、必ずしも減額になるわけではありません。
- (委員) 事故があったときのためや、周年行事のために積み立てをしているが、どの位剰余金があるとカットされるのですか。
- (副議長) 定例事業を行うための繰越金はどうなるのでしょうか。
- (事務局) 新年度会費徴収までの運営資金他という部分で必要な経費と認められています。
- (委員) 積立金は事業ごとに明記した方がよいのでしょうか。
- (事務局) 周年記念行事に係る経費については、決算書や予算書を作成する際に、記載があった方がより明確にはなります。
- (委員) 各団体へはこれから伝えるのでしょうか。
- (事務局) 各団体へは、補助金交付申請事務の段階でお知らせします。
- (議長) 趣旨は、資産の多い団体が目立つということですか。
- (事務局) 基本的には、全市一律の取り扱いということで、財政部長通知のとおりですが、本来、補助金は団体が自立していくためのものですので、剰余金がある程度ある団体については、市が補助金を支出しなくても、その事業を行っていけないのではないかとということです。その自立した団体の代わりに、今度は他の団体に補助金を使わせていただくという考え方です。
- (議長) 一律のシーリングというわけではないのですね。
- (事務局) はい。基準をつくるといっても、団体が運営しにくくなるような基準を作るということではなく、時代の転換期におけるひとつの目安を作るとことです。

(議長) それでは、補助金のあり方について、社会教育委員会議として、同意することとしてよろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし。

議題(2) その他

(議長) その他として、事務局の方からいくつか報告事項があるようですので、お願いいたします。

(事務局) (生涯学習振興課、社会体育課、青少年課、中央図書館の順で報告事項の資料をもとに説明。)

(議長) 事務局の報告事項について、何かご質問はございませんでしょうか。

(委員) 図書館予約システムは、大変便利になったと評判です。新刊がどのくらい入るのか、購入費等分かる範囲で教えてください。

(事務局) 新刊は、現在非常に冊数が多く、限られた予算の中で、週1回選書会を実施しております。また、新刊の予約数も多く、多いときは100件あることもあり、同じ本を複数購入することもあります。新刊の購入冊数は、年間6万冊程度購入しています。

(委員) 市民ゴルフ場のプレー代はいくら位ですか。

(事務局) ゴルフ場の料金ですが、平日は9ホール4,000円、高校生以下2,000円、休日は9ホール6,000円、高校生以下3,000円です。

18ホール、つまり9ホールを2回周る場合は平日6,400円、高校生以下は3,200円、休日は9,600円、高校以下は4,200円です。ショット練習場は無料です。

(委員) 青少年育成行動計画の案についてですが、重点項目や新規項目はありますか。

(事務局) (千葉県青少年育成行動計画の概要(案) 計画の体系 基本目標の)視点1にあります「家庭の教育力の向上」に重点を置いていきたいと考えています。また視点3「ふれあいと活力ある地域づくり」などにも力をいれていきたいと思えます。新規事業については、いくつかありまして、ユースリーダーの養成講座などがあります。

(議長) 以上で、本日の会議を終了します。